

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、山本です。

通告に基づき質問いたします。

なかなか声が悪くてですね、聞きづらいと思いますが、ご承知ください。

はじめに、クマ対策について。

今年度、クマによる人的被害が連日報道されています。この増加の背景には、山の実りの凶作による食糧不足、過疎と高齢化による里山や集落の不十分な管理、人工林の放置による生息地の奥山の崩壊・荒廃などがあることが指摘されており、これらの要因がクマを人里に誘因し、人的被害を起こしているからとされています。

しかし、異常なのは、全国的な人的被害の多さであります。当町でも、椿、岩館、立石地区などの町中の住宅地にまで出没範囲が拡大し、つい先日には能代市のイオンに入った都会のクマ、アーバンベアとして都市部などにも出没、捕獲されています。

その原因として、クマの餌となるブナなどの実がここ数年、凶作でバッファゾーンとなっていた里山の荒廃が進んだことなどが指摘されております。

そうなのだろうと思いますけども、恐ろしいのはクマの行動形態が変わり、住宅地に当たり前のように出没し、被害が常態化することです。住宅地周辺に出たクマが人の生活の中にある食料の味を一旦覚えてしまうと、それを求めて繁雑に出没してしまうという悪循環が生まれているのではないかと。それは、人にとっても、クマにとっても決して好ましい状況とは言えません。この住宅周辺、そして町中にも出没するクマにどう対応していくのか、本気で取り組んでいかなければなりません。

不幸中の幸いと言いましょうか、当町では本年度、人身被害がありません。しかし、クマの出没件数は昨年度を大幅に超えており、特に10月、11月においては例年の倍以上になっていると報道されております。私の元にも、裏庭の柿を狙ってクマが現れ、窓を開けようとしたら窓越しの目の前にクマがいて大変驚いたと、友人の体験談も聞かされております。全国的な被害のニュースも相まって、住民は非常に不安な気持ちを抱えています。町民が安心・安全に外出や散歩できる環境を守るためには、今年度実施した対策を来年以降も生かすため、今年度のクマの出没に対しての対応の説明を求めます。

クマ対策として従前から言われているのは、人の住む領域とクマの住む領域のすみ分け、いわゆるゾーニングであります。一昔前は、人里とクマの生息域が良い意味で分断されていましたが、今はその境界が薄れてしまいました。人が住むエリアとクマの生息

エリアが接近し、畑作業や散歩をしている人がクマに遭遇するといったケースが報告されています。とはいえ、クマと人のすみ分けを図る取り組みの方法はあるのでしょうか。答弁を求めます。

クマのすみ分け、クマを追い払う対策も重要であることはもちろんですが、住民の命が脅かされる、それがあつ場合には、適切に捕獲または駆除しなければなりません。その担い手として、猟友会からの推薦により八峰町鳥獣被害対策実施隊として活動する方々には大変なご尽力いただけてるわけですが、高齢化や後継者不足の課題があり、人材確保や育成期間の短縮は喫緊の課題となつています。警察OBや自衛隊OBなど、県などとも連携して人材活用を図ることが必要との考えについて答弁を求めます。

こうした状況にあつて、県には自治体や猟友会などクマの捕獲業務を担う当事者への度を越したクレームが寄せられているようですが、当町はどのような状況でしょうか。

今年には全国各地でクマによる人身被害やクマの件数が増加していますが、それに伴い多数のクレームが主に地域外から寄せられ、業務に支障が出ているという報道を多く目にするところです。クマに罪はない、捕獲するのはかわいそうだといった心情は一定理解できるものの、行政当局として町民などから寄せられる様々な意見に丁寧に対応することが原則であると理解しておりますが、抗議の苦情の範囲を逸脱した理不尽なクレームに対しては毅然とした対応が必要であると考えます。現場で対応する職員や鳥獣被害対策実施隊などの方々は、住民の生命・財産を守るため、危険をおかして捕獲等の業務に従事されているのであり、これらの方々が理不尽なクレームによりストレスにさらされ、業務が停滞するといったことは絶対に防がなければなりません。

クマの捕獲等への抗議が殺到している秋田県では、前任の佐竹知事が、悪質なクレームの電話に「おまえにクマを送る」とトップ自ら先頭に立って担当部局職員が委縮しないよう毅然とした態度を見せております。クマ対策に従事する多くの職員や鳥獣被害対策実施隊の方々が今後とも委縮することなく安心して業務にあたつていただけるよう、町長の毅然とした考えを表明してください。

次に、職員の人材確保・育成について。

民間企業では「企業は人なり」とよく言われる言葉ですが、この言葉は企業だけではなく当町のような自治体にも当てはまります。高齢化や人口減少に伴う地域課題が山積する中、限られた予算の中で将来にわたつて持続可能な行政運営を行つていくためには、人材を戦略的に採用・育成・活用し、地域課題を見極め、それを解決していくことがで

きる人材づくりをしていく必要があります。

職員の人材確保、すなわち入り口にあたる採用の局面では、職員1人当たりの生涯収入を考えると、1人の職員を採用するということは1億円以上の資金投資をすることに匹敵します。したがって、どのような人材を採用するかということは、当町にとって大変重要な意味を持ちます。

そこで、今日は質問として、近年の職員採用による課題とその解決に向けた取り組みについて説明を求めます。

どんなに良い人材が採用できたとしても、庁内の中で適切に配置し、育成していかなければ意味がありません。高度に専門的な知識や経験が必要な局面では、庁内の内部で人材育成するよりも、外部の人材の助けを借りた方が効率的な場合もあります。職員の配置と育成、人事異動等による職員育成の基本方針があれば説明をしてください。

外部人材の活用により庁内の中も刺激を受け、活性化するという効果もあります。当町では地域おこし協力隊を今まで多数採用しておりますが、今後、地域おこし協力隊を入り口として外部人材の活用の点でも、地域おこし協力隊の任期終了後の職員登用も今後の人材確保の点で考慮する考えはないか、答弁を求めます。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、クマ対策についてであります。

ご承知のとおり、今年はクマの出没が全国的に増加しており、とりわけ県内においては、同じ日に複数の方が人身被害に遭われる事案が発生するなど、これまで経験したことのない事態となっております。

また、本町においては幸いにも人身被害は発生しておりませんが、目撃情報や捕獲頭数は、過去最大であった令和5年度と同規模となっていることから、町としましても強い危機感を持って対策に取り組んでおります。

このため、目撃情報があった場合には、防災無線や町公式LINE、県のクマダスを活用した情報提供を行っているほか、地元猟友会の協力を得ながら銃器やおりによる捕獲、警察官の巡回、町職員による花火による追い払い等を行っております。

また、知事が国に直接働きかけたことにより、自衛隊の後方支援が実現し、本町にお

いても10日間にわたり活動していただいたことは、議員ご承知のとおりであります。

さらに、クマと人のすみ分けについても重要であると考えており、今後は、県と連携しゾーニングを設定した上で、地域の協力を得ながら、放任果樹の伐採や、やぶ化した農地等の刈り払いを進める予定となっております。

また、来春には出没抑制を目的とした管理捕獲を行うこととしており、これにより捕獲圧をかけることで、クマが人を恐れ、人との軋轢を軽減する効果も期待できることから、日常生活圏へのクマの出没抑制に繋がるものと考えております。

次に、警察OBや自衛隊OB等の連携による人材活用についてであります。

国が示したクマ被害対策パッケージには、緊急的な対応として、自衛隊や警察官OBに協力を求め、狩猟免許取得を促すと記載されておりますが、これは、警察や自衛隊のOBは銃器の扱いが慣れており、捕獲の担い手として即戦力になると期待されているためと考えております。

しかしながら、クマをはじめとした大型獣を捕獲するためには、免許取得後の経験や熟練者の指導が不可欠であり、相当の時間を要する可能性もあります。

このため、町としましては、県や地元猟友会と連携しながら、引き続き猟銃免許の取得や猟銃の所持等に支援を行うとともに、県が主催する捕獲技術研修等への案内を行いながら、狩猟者の確保・育成に努めてまいります。

次に、クマ対策による理不尽なクレームについてであります。

本町においては、クマの駆除に対する苦情等は1件であることから、業務に支障を来すような状況にはありませんが、秋田県庁には、10月中旬からの1カ月間で700件を超える電話やメールが寄せられており、その半数以上が捕獲に対する県外からの批判的な意見であったと聞いております。

町では、引き続き、クマの駆除は町民の命や貴重な農産物を守るための必要な措置であることを伝えるとともに、理不尽なクレーム等には苦情対応ガイドラインを作成するなど、適切に対処してまいります。

次に、職員の人材確保・育成についてであります。

役場職員の採用については、八峰町定員適正化計画に基づき計画的に採用を行ってきておりますが、近年は応募人数が少ないことに加え、合格通知者が採用日前に辞退するケースが増えており、人材の確保に苦慮しております。

このため、町では、民間企業の採用試験の時期と競合しないように、試験の早期実施

や企業の採用が一段落する秋以降にも実施するなどの対策を進めているところであり
ます。

今後も、他の自治体や民間企業等の事例を参考にしながら、希望者が応募しやすい制
度となるよう取り組んでまいります。

また、職員の配置につきましては、職員の意欲を引き出し、その能力を十分に発揮さ
せるため、毎年度、人事異動に関する希望調査を実施し、適材適所の人事に努めており
ます。

さらに、職員の育成については、遵法精神を育み、全体の奉仕者として職務に取り組
むことを基本に、コンプライアンス研修や県町村会が実施している能力開発研修等を活
用しながら取り組んでいるところでもあります。

いずれにいたしましても、町職員に求められるものは、町民のニーズに対し真摯に向
き合い、誠実に職務に取り組むことと考えておりますので、今後もこうした視点に立っ
て職員の育成に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊員の職員登用についてであります。

ご承知のとおり、地域おこし協力隊は、約3年の任期の中で、地場製品の開発や販売、
PR等を行うなど、地域に密着した活動をしており、そこで得た知識や経験は、行政運
営にも活かされるものと考えております。

町では、これまでに1名の採用実績がありますが、登用ではなく、本人の意思により、
通常の試験を経て採用したものであります。

一方、町職員を含む地方自治体の職員は、地方公務員法により、職員の採用は試験成
績等の客観的な能力評価に基づくことが原則とされておりますが、協力隊員は各自で設
定した目標の達成に向けて活動しており、町ではその能力を客観的に評価できる環境に
はないことから、現時点において試験を経ずに職員に採用することは難しいものと考え
ております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） クマの被害から身を守るためにはどうしたらいいのかと。それ
に併せてですね、登下校時の小・中学校の鳥獣対策教育、またはですね住民への注意喚
起、この迅速な発信ということは、最近、LINEとか防災無線で十分伝わっているところ
でありますけども、出たというふうなLINE、防災無線では周知は回っている

わけですけど、住民が安心するのは「捕獲した」という方の報告の方がですね、よほど安心できるわけですよ。例えば立石地区にクマが出ました。その1時間後、捕獲しましたと。その報告が全然ないわけですね。私は、その「捕獲」ということをより重要視して放送発信してほしいなと思うわけです。それによって住民が、ああ、近くに出たクマが捕ってもらっていったというふうに安心感を与えてもらえることができるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今の状況では、どこどこにクマが出没しておりますという防災無線と公式LINE、あとはクマダスへの登録という形で行っております。議員おっしゃるとおり、そのクマを捕獲したという放送を流せばいいんですが、目撃されたクマと捕ったクマが同一であるという確信が持てない以上、ほかにまたクマがいるという可能性がございますので、今は捕ったという放送はしていない状況にあります。

例えばですが、Aというクマを住民さんが目撃しまして町に電話いただきました。で、町が放送しました。で、そのAというクマを捕獲したんですが、実は後ろにBというクマがいましたとなりますと、住民さん安心して、Aというクマ捕ったから大丈夫だなと思って町中に出たところ、Bというクマに襲われる可能性がございますので、捕ったという放送はしていないところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 分かりました。まあ複数いる、特定できないということであるのであれば了解しましたが、でもですね、捕獲した実績というのはやっぱり放送してほしいなと思いますよ。まあその現実、そのクマとは一緒ではないのかもしれませんが、それによって少しは町の行動なり、住民の安心というのは多少担保されるんじゃないかというふうに思います。

次に、この町中に来る原因の一つとして言われてるのがその放任果樹という問題でありますけども、これ、まあ最近所有者が分かる果樹は自ら切っている方々もだいぶいると思うんですが、仮に何ですか、所在者不明の、住民不在の野生の中にですね、その果樹があった場合に、これは町が何ていうんですか、略式代執行という形でそれを駆除す

ると、駆除っていうか、まあ間伐するということはできるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

果樹は大体民地、皆さんのところに植わっております。それで、その所有者が不明な果樹につきましても、まず誰かしらの所有者が存在すると考えております。なので、町としましては、その所有者に対して、まあ所有者と思われる、町が考えれる、調べられる範囲において、まあその樹木の除去をお願いしている状況でありまして、行政代執行のようなことはできないものと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 所有者が分かっている、まあ連絡つくのであれば多分嫌だとは言わないと思うんですが、その連絡のつかないところの果樹の問題は、じゃあそのまま放置しておくということになるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 再質問にお答えいたします。

山本議員ご指摘のとおり、個人の財産でございますので、町がどうこうというのはできないと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） それは、それこそ手続き的にやればできると私は思うんですが、例えばですよ、空き家の問題ありますよね。あれと同じような問題だと思うんですよ。まあいろんな手続きをして代執行という方法があると思うわけですから、この果樹の問題もそういうふうにはできると思うんですが、その辺は絶対駄目なのかどうか答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） やはりですね、民地に、まあ所有者がある果樹をですね勝手に行政側が伐採したとなると、それは民法上かなり違反になるんじゃないかなというふうに思います。

議員おっしゃるとおりですね、危険な空き家等につきましても、近隣に住んでいる

方々への影響があるということで行政代執行しているパターンがあるような感じですけども、今回に限っては近隣の住民に風か何か吹いて影響を与えるという状況ではないので、やはり所有者がある以上ですね、なかなか行政側が手をつけるっていうのは難しいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） なかなか難しいということだということですが、これは法的な問題もあると思うので、国・県等に私は上訴してもらいたいと思います。

次に、クマ対策パッケージの中でですね、緩衝帯をつくるというふうな話とか電気柵をつくれとかというふうな話がありますけども、その電気柵とかやってもですね、あまりにも距離が長いわけですよ。で、その効果っていうものは、最近のクマもやっぱり頭が良くなってですね、すり抜けたり、転ばして潰してみたりというふうなことがあって、こんなものやってもほとんど、まあ一過性のもんであって、効果的には全然ないのではないかと思うんですが、これについて推進していくというような考えなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

電気柵ではないんですが、まず緩衝帯ですね、県の方ではですね緩衝帯をつくる事業をこれから行うとしており、町と協力しながら行うこととしておりますので、町としても緩衝帯を、期間としましては、まず町が重要であるという位置を県にお示しして、それが来月半ばぐらいまでですね。県と打ち合わせして、まず出没が頻繁である箇所への緩衝帯を整備していきたいと考えておりますので、電気柵については、まだ今のところ考えておりませんが、県・国との情報を得ながら対応できるものは対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今これからですね県と一緒に、そのゾーニングの設定というところをさせていただきます。それによって、どの位置に緩衝帯を整備していくのかとか、どういったところがそのエリア、管理化ゾーンにするんだとかっていうところをですね、これから県と一緒に決めていきますので、それを踏まえてですね、そうし

たこのクマ対策パッケージに記載されてるようなところを県と一緒に進めていくってというようなそういった流れになっております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私はあまり、その緩衝帯そのものもあんまり効果がないのではないかなって思うんですよ。それは単年度、1回だけで済めばいいわけですが、毎年草おがってくるわけですよ。じゃあ毎年そこをやるんでしょうか。私は、まあこれを、緩衝帯事業が毎年あれば、まあそれは仕事として草刈りの人夫も雇えるがらいいのかもしれないませんが、これは予算的にもかなり厳しい話だなというふうに思います。もっといい方法があるのであれば、まあ見回りの方がむしろ私は効果があるのではないかなと思いますが、それについては後日また聞きたいと思います。

次に、その猟友免許っていうか、あ、狩猟免許を持っている人が地元ではだんだん少なくなっていて、高齢化もなってきたという中でですね、今後、この担い手っていうものが不足するということは目に見えてるわけですね。そういった中で私が考えたのは、都会には免許持ってる人がいっぱいいるんですね、実を言うと。数万人単位で。まあこの人方に対してですね、私はボランティアを募集して、その期間来てもらうというふうな方法もあるのではないかなと。これは県知事が許せば秋田県でもその何だ、猟銃を撃つことができるというふうになってるはずなので、そういうふうにボランティアを募集して実施隊になってもらえばですね、あまり地元でハンターを自前で雇うというふうな経費もかからないわけですので、その辺の考え方というふうなこともひとつ提案したいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 再質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも少し触れたんですけども、確かに狩猟免許を持ってる人は都会部にはたくさんいるというふうに私も認識しているところですが、やはりクマというか大型獣というふうになりますと、相当の経験と、そしてまた、やはり熟練者の指導というところが大変重要になってくるのかなと思ってます。おそらくその狩猟免許持ってる人のほとんどがですね散弾銃なんじゃないかなと思っておりまして、まあその辺はちょっと議長が詳しいんだと思いますけども、やはり大型獣となると、やはり一発玉っていうんですかね、しっかりとした貫通するような形の強い、威力の強いものでなければ、おそらくは仕留められないというふうに思っておりますし、そういった中で

今クマを捕る人たちは猟友会の中でも限られてるというふうに私は認識しております。

したがって、なかなかですね、そういった制度を変えるっていうことは、まあ知事の判断でできるかもしれませんが、なかなかですね、そういったクマを捕るだけの人材が果たしてこの全国にそんなにたくさんいるのか、それは私いささかこう信用できないかなっていうところもありますので、そういったところですね、しっかりと我々としても研究していきたいなと思ってます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） それこそ人材不足ということで、先ほど来言ってるようにクマを撃つには10年かかると。だとすれば、今から育てても10年経たないとその対応する人にはなれないわけでしょう。これは将来にわたって、じゃあ課題だわけですよ。それこそ人材育成という意味で10年がかりでやらないと駄目だということだとすれば、そういう人を育てるためには、じゃあどうすればいいのかということなわけですが、私は、まあクマに限らずですね、サルもいる、最近ではイノシシも出てきた、シカも出てきた。この対象物、対象動物に対して、捕獲したら数万円の報奨金を出して、それを捕獲して生活ができるようにすればどうなのかと。要は、職業にするという考え方で。そうすることによって、まあそのクマなり、サルでもイノシシでの被害の防止にも繋がるわけですから、私はそういうふうな報奨金をもっと上げて、何だ、狩猟で飯を食べるような状況に持っていくことも一つの方法ではないのかなと。まあそれは町単独の資金では無理かもしれませんが、県なり国なり、そういうふうな考え方を出していくことも必要なのではないのかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員のおっしゃるところも非常に理解できるところではございますけれども、おっしゃるとおりですね、やはり町単独でどうのこうのというよりはですね、やはりもう少し全国的な議論をしないと、これはちょっと難しいかなというふうに思っています。

いずれですね、クマだけでなく町内にはイノシシやら、そしてまたサルやら、かなり農作物等被害が多くなっているところもありますので、そういったところも含めて、県、そしてまた国に対してしっかりと働きかけていきたいなと思ってます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非働きかけていただきたいなと思います。

次に、最近のネットの記事だったんですが、クマの駆除をしていたハンターがですね、別のハンターに当たってけがをしたということで、町に対して3,000万円の、当たった人がですね3,000万円の要求をしたと、補償金として。ところが町ではですね、補償金は1,600万円しか払わなかった。で、この町で1,600万円を払った分に関してですね、誤射だったということで、町ではその間違っ撃った狩猟者に対して請求したそうです。これは、この町がお願いして駆除を頼んだ人が、ハンターがですね、まあ間違っと言いながらもですね、頼まれて猟銃を使って撃った結果、けがしてしまった人が出たと。それに対して町がですね、その間違っ撃った人に対して請求するということが、私はあっていいのだろうかというふうに思ったんですが、これについて町としては同じ考えになるのかなというふうに聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

その記事は多分、今日の魁新報についてた記事と思われます。で、山形県小国町でそのような事案が発生しておりまして、山本議員おっしゃるとおり3,000万円に対して1,600万円の支払いをしたという記事がございました。

で、八峰町としましては、猟友会は実施隊員として町の職員と同じ立場と申しますか、にありますので、町で加入しております総合賠償保険というのがございます。それで実施隊員には請求するのではなく、町がその分を保険で賄うということに決めておりますので、このような案件は発生しないと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 保険に入ってるということで、これはじゃあ保険、まあ仮に間違っ当たったとしても、町としてはその撃った人に対しての責任は問わないということで理解してもいいと理解しましたが、もう一つ、だいぶ前になりますが、北海道では警察に猟銃免許を取られたという事例があるわけですけど、この実施隊の場合においてもですね、今後、町がお願いして頼んだ場合、そういう刑事事件にはならないということとは確約できるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの再質問にお答えいたします。

実施隊であってもですね、銃刀法とか法律がございますので、それに抵触した場合は北海道のような事案になると思われまます。なので、町としましては、実施隊の皆様には研修等を含めまして、その撃ってはいけない範囲とかありますので、そこら辺の周知を図っているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、北海道の場合の例は、八峰町の実施隊と同じような状況でいったと思うんですが、それがなぜああいうふうになったのかっていうのが非常に不可解な点だわけですよね。それが裁判なってるということは、やっぱり撃った人ももうやっぱり納得できないままそういうふうになってるので、今後、猟友会というか実施隊の方々もですね、ああいう例をやっぱり出されるとですね、はい、分かりましたという、出動するということには二の足を踏むというふうな感じするわけですね。だからその辺はきちっと、まあこれだけは絶対駄目だというものがあるのかどうか分かりませんが、示してもらえるのであればね、示してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 再質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますが、その猟友会員、実施隊員の皆様が法的な何かにこう抵触し、実施隊員として活動できなくなるのは町も大変なことが起きますので、実施隊員にはそのようなことのないように、先ほど申しました情報を共有しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 分かりました。お願いします。

次に、職員のことについて質問いたします。

先日の北羽の記事にですね、八峰町の採用試験の結果として高卒2名と大卒の採用がゼロという記事があった。それがですね今回質問するきっかけになったわけです。で、先日、まあ昨日ですが、昨日おとといか、総務課長に聞いたところ、春先に大卒は1人決まってるという話を聞いたんですが、問題はですね、八峰町出身者の大学生が八峰町

の職員になるという目標もないということ。職場、職業としてそれを望まないというふうなことだわけです。今後、町の将来にとって大変な危機ではないかなと、私はこれを感じるわけですよ。この問題について、どう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

確かに最近ですね、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、応募人数が少ないこと、また辞退者も増えているということで、なかなか一定採用数を確保できない年度もございまして苦慮しているところでございます。

で、まあ町出身の大学生が町の試験、町職員として働くという志望を持ってないということに関してでございますが、是非ですね戻ってきて町の職員として働いていただきたいという思いは強くございますが、やはり町の職員というのは採用条件、普通の仕事としてのですね勤務の条件ですとかそういったもののほかに、やはり町の職員として働く使命感というものを強く求められるところでございますので、一概にたくさんの方が、まあ何ていいますか、大学を卒業して町に帰るのが普通だと、で、役場に入ろうというのを単純に決められる環境ではないのかなと思っておりますので、その中でですね志望された方、入念に選考して、適切な人材を選んでいきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いろいろ生まれてくる人も少ない中でですね、人材不足というのは全産業でそういうふうな状況になってるわけですから、取り合いにはなるわけですよ。それでもですね、やはりこの町の職員になるというふうな希望を持たせるというふうな教育の仕方も一つは必要ですし、そのアピール、町の職員になりたいように思わせるアピールの仕方も不十分すぎるのではないかなと私は思うわけですよ。もうちょっと何か対策というふうなものを考えていかないとですね、今後、大卒の若者が町の職員になるというふうなことが少なくなってしまうのではないかと。決して高校生が悪いというわけではないんですが、いきなり高校生が職員になってもですね、なかなかこれ難しいんですね、この仕事をしていく上では。大卒にこだわってるわけではないんですが、少なくとも大卒を過ぎて例えば社会人からの登用とかですね、ある程度のことを考えていかないと、今後、町の職員になってくるといふ人材が私は非常に不足していくのではないかなというふうに感じるわけですが、その辺もう少し何か考える余地がないのか答

弁願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員の再質にお答えいたしますけれども、全国的にですね、そもそも今、民間の景気がかなり良くてですね、で、子どもたちの数も少ないってことで売り手市場になってます。で、こういった条件の中で、やはり公務員っていうのは給料が民間に比べてかなり抑えられているところがありますので、この八峰町だけじゃなくて、秋田県、あるいは全国的にもですね、その公務員の人気っていうのもだいぶ落ち込んでるのかなと思ってます。そういったことで、なかなかその大卒対応の採用試験をやっても人が集まらないというような状況でございます。

繰り返しになりますけれども、これは八峰町だけじゃなくて全国的な話でありますので、そこは是非ご理解をいただきたいなと思っております。

そうした上でですね、やはりこの町としても、この町の魅力っていうのはしっかりとPRしつつ、この町をさらに盛り上げたい、そういったところでですね役場職員になりたいと、そういった思えるような取り組みっていうのを当然ながら町としてもやっていかなければいけないところがございますので、議員のご指摘を踏まえて、そういったところも今後検討していきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ある程度、大学生、大学に行ってる子どもらはそんな数多くないわけですから、例えば、時期は別として、八峰町の職員になってもらえるようなミーティングっていうか、こう何ていうか、ディスカッションっていうとか、こういう交流の機会をですね、町とその大学生との機会を持つこともまた必要なんではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

.....
午前11時24分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

やはりですね、町として今までインターンシップみたいなところをやってなかったんですけども、やってもですね、なかなかその経験させることっていうところが非常に限られるので、なかなか伝わらないかなというふうに思っております。そういった中でですね、毎年、二十歳を祝う会というようなところをやっておりますので、そういった中でですね、町役場はこういったところだよというチラシを作って今後お配りしながら、この役場のPRに努めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あまり難しく考えないでですね、交流会して役場職員に応募してみたらどうだというふうなことを問いかけてほしいわけですよ。何ぼでもやっぱり伝わらないとですね、応募してくる人いないわけですよ。ですから、やっぱりこういう機会を設けて常に発信するようにしてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時30分より再開いたします。